

平成22年度 第1回 国立大学法人鹿屋体育大学経営協議会 議事要旨

1. 日 時 平成22年6月7日(月) 13時30分～15時30分

2. 場 所 鹿屋体育大学 大学院棟2階「演習室Ⅳ」
東京サテライトキャンパス「講義室」

3. 出席者 〔学外委員〕岡崎、小林、小舘の各委員
〔学内委員〕福永、松下、倉田、尾熊の各委員

4. 列席者 飯田、富岡の各監事
川西、西薊、志村の各学長補佐

5. 内 容

1) 前回議事要旨確認

平成21年度第4回経営協議会の議事要旨(案)について確定された。(資料1)

2) 審議事項

(質疑の○は学外委員の発言を、●は学内委員及び学内者の発言を示す。以下同じ)

(1) 平成21事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書等について(資料2)

尾熊委員から配付資料に基づき、平成21事業年度の業務の実績及び中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書等について、年度計画を十分に実施していると評価した項目数は41箇所、年度計画を上回って実施していると評価した項目数は6箇所、中期目標期間評価については、中期計画を十分に実施していると評価した項目数は51箇所、中期計画を上回って実施していると評価した項目数は5箇所であること、平成21年度年度計画については概ね計画通り実施し、中期計画もほぼ達成したこと等の説明があり、審議の結果、軽微な修正については学長に一任することとした上で、原案のとおり了承された。

(2) 第1期中期目標期間における事業報告書について(資料3)

尾熊委員から配付資料に基づき、第1期中期目標期間終了後、文部科学大臣へ提出する事業報告書について説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

(3) 平成21事業年度に係る財務諸表等について(資料4)

尾熊委員から配付資料に基づき、財務諸表(平成21年度分)について、当期は7月10日まで国庫納付するため6月11日までに文部科学省へ提出する必要があることの説明の後、今期は第1期中期目標期間の139,557千円の未処分利益があるが、主に中期目標終了時点における精算のために、退職金等の運営費交付金債務残額を全額収益化したこと及び人件費削減計画等によるものであるこ

と等の説明があり、以下の質疑が行われ、審議の結果、原案のとおり了承された。

- 機会費用とはどういうものか。
- 本来は支払うべき使用料等ではあるが、支払先が国であるため免除される費用である。
- 人件費が約 6 千万円削減されているようだが、どういう策をとったのか。
- 教員が退職してもすぐに採用しなかったことや事務職員の削減を行った。人事院勧告の影響が大きかったと考えられる。
- 人員の削減は教員又は事務局員にかかわらず、大学の人材育成という使命への影響が大きいと考えられるため、国自体に現在の 5%削減等を是非見直して欲しいと考える。
- 主な支出の 52.7%が人件費というのは、他大学と比べるととても低いと推察するが、国の予算が減ると自ずと人件費こちらも減らさざるをえないと考えられる。

(4) 平成 23 年度概算要求について(資料 5)

尾熊委員から配付資料に基づいて、昨年に引き続き平成 23 年度の運営費交付金の算定ルールの内容等が示されていないため運営費交付金対象事業の特別経費及び施設整備費補助金対象事業に係る概算要求の説明となること並びに機能分化に沿った 3 区分においてプロジェクト経費として継続 3 件、新規 2 件並びに基盤的設備等整備費 1 件、また、施設整備費として新規 4 件及び施設費交付事業 1 件の要求内容について説明があり、下記の質疑が行われた後、字句等の訂正については学長に一任することとして、審議の結果、原案のとおり了承された。

- いわゆる「1%削減」とよく言われることについては、これらの特別経費が採択されたとして、その中からも 1%削減されることなのか。
- 法人に科せられた 1%削減ルールというのは、一般管理費等の運営費交付金等にかかる 1%削減であり、これら特別経費にはかからないものである。また、施設については補助金であるので同じである。

3) 報告事項

(1) 平成 22 事業年度における会計監査人の選任について(資料 6)

事務局(財務課長)から配付資料に基づき、5 月 10 日付けで本学の会計監査法人の推薦を行っていたが、5 月 31 日付けで「新日本有限責任監査法人」の選任通知が届いた旨の報告があった。

(2) 平成 22 年度重点プロジェクト事業経費について(資料 7)

事務局(財務課長)から配付資料に基づき、平成 22 年度の重点プロジェクト事業経費の配分 67 件が決定した旨の報告があった。

(3) 平成 23 年度科学研究費補助金の採択状況について(資料 8)

事務局(学術図書情報課長)から配付資料に基づき、平成 22 年度採択件数は 21 件で、配分額は直接経費が 32,800 千円、間接経費が 9,390 千円であったことの報告があった。

4) 鹿屋体育大学学内外の諸情勢について（資料9）

松下委員から平成21年度卒業・修了者の就職状況及び平成22年度入学者選抜試験の結果等について、事務局から3月～5月の学生の競技成績、平成21年度の温室効果ガス排出量について及びNIFSスポーツクラブのスポーツ振興くじ助成事業総合型地域スポーツクラブ自立支援事業の内定について、それぞれ配付資料に基づき報告があった。

5) その他

(1) 平成22年度の経営協議会開催予定について（資料10）

事務局（企画・評価室長）から配付資料に基づき、今年度の経営協議会は4回を予定しており、次回10月は鹿屋体育大学において開催予定である旨の説明があり、開催日は10月18日として調整とすることとした。

(2) 経営協議会における意見等の公表について

経営協議会の議事要旨並びに学外委員からの意見及び指摘事項等については一覧に取り纏め、鹿屋体育大学公式ホームページにおいて公表している旨の報告があった。

(3) その他懇談

- 人件費の問題は、運営費交付金が減らされると、いわゆるグローバルCOEなどの競争的資金の獲得の有無でその格差はますます顕著に現れてくると考えられるのではないかな。
- 鹿屋体育大学はグローバルCOEの申請には、なかなか届かない。また、それら競争的資金は有限であるとともに資金使用は制約が多いこともあり、人件費の不足をこれらで補うのは難しい。また、鹿屋体育大学は立地条件から非常勤講師に東京等からお越しいただくと集中講義になってしまうこともあり、人件費の削減にかかわるリスクはさらに大きいと考える。
- 運営費交付金の削減は、人件費削減へ繋がるので、文部科学省等からの意見募集等があった場合は、削減停止の意見を言うべきではないかな。
- 教員への締め付けも多く、非常勤講師も少ないのが現状だ。静岡産業大学のスポーツ経営学科では、NPO法人を設立し若手の研究員等を登録させ、NPO法人での授業を大学の単位として認める等の単位互換制を取り入れるような新しい仕組みを考えている。
スポーツのアスリートだけではなく、スポーツの好きな人を集めて経営を学ぶ等新しい切り口でスポーツ界のビジネスを切り開いてみてはどうか。

- 現在は e-learning が世界でビジネス化している時代であり、鹿屋体育大学は文部科学大臣賞も受賞されているのだから、e-learning 等のネット販売等を検討してはどうか。
- 国際大会への出場が多く、授業が欠席になりがちな学生への学習環境と教務的な事項の対応のため、トップアスリートへの e-learning の検討について学内委員会でも話題になってきたところであるが、それら大学経営の中心でマネジメントして行くことが必要だと考える。
- 鹿屋体育大学としての生產品はないか。例えば、学長の貯筋運動に関するものをプロデュースしたらいいのでは。
- 大学は特長を生かした自立を求められている。東京サテライトキャンパスを活用したスポーツ経営学科を作るなど恒常的な授業の実施等検討し、定員を増やしていくことを考えてみてはどうか。
- 国立科学センター（J I S S）との連携を利用し、東京サテライトキャンパスをもっと活用したらいいのではないか。

以上